

宇治川・天ヶ瀬ダム活性化協議会規約

(名称)

第1条 この会は、宇治川・天ヶ瀬ダム活性化協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第2条 本協議会は、宇治川を軸とする豊かな自然と重層的な歴史を活かしたにぎわいづくりと安全・安心なまちづくりをコンセプトとした宇治市天ヶ瀬ダムかわまちづくり計画（以下「計画」という。）に基づき、天ヶ瀬ダム周辺の観光資源を活かした広域的な周遊観光の活性化を図るため、河川区域の活用について、地域の合意形成を図り、民間企業と行政が連携した取組を推進することを目的とする。

(協議事項)

第3条 本協議会は、その目的を達成するために、次の事項を協議するものとする。

- (1) 計画の推進に係る具体的な施策とその実現方策に関する事
- (2) 施策の実施状況の評価、計画の点検及び見直しに関する事
- (3) その他、計画の推進に関する事

(組織)

第4条 本協議会は、別表に掲げる者で構成するものとする。

- 2 委員の任期は、6年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 本協議会の会長は、宇治市産業観光部部長の職にある者をもって充てる。

- 2 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 会長は、本協議会を代表し、会務を総理するものとする。

(構成員以外の者の参加)

第6条 会長は必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、会議への出席等を依頼し、意見又は助言等を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 会長は、第3条各号に掲げる事項について、検討、調整等を行うために、必要に応じ、ワーキンググループを設置することができる。

- 2 ワーキンググループの組織、運営その他必要な事項は会長が別に定める。

(事務局)

第8条 本協議会の事務を行うため、協議会に事務局を置く。

2 協議会の庶務は宇治市産業観光部観光振興課において処理する。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、本協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定めるものとする。

附 則

この規約は、令和5年11月22日から施行する。

附 則

この規約は、令和6年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和7年6月10日から施行する。

(別表)

区分	機関	役職
民	公益社団法人 宇治市観光協会	専務理事
民	宇治商工会議所	専務理事
民	一般社団法人京都山城地域振興社(お茶の京都DMO)	総合企画局長
民	京阪ホールディングス株式会社	経営企画室 体験価値共創担当 部長
民	関西電力株式会社	京都支社 地域担当部長
民	宇治源氏タウン銘店会	会長
民	宇治観光塔の島会	会長
民	平等院表参道商店会	会長
民	-	鶴匠
国	国土交通省 近畿地方整備局	流域治水課長
国	国土交通省 近畿地方整備局 淀川ダム統合管理事務所	管理課長
府	京都府	建設交通部 河川課 総合治水係 主幹兼係長
府	京都府 山城広域振興局	農林商工部 農商工連携・推進課長
府	京都府 山城広域振興局	建設部 山城北土木事務所 企画調整課長
市	宇治市	理事 兼 建設総括室長
市	宇治市	産業観光部長